

# 1. 医療機関でかかるお金のこと

## ●医療保険制度●

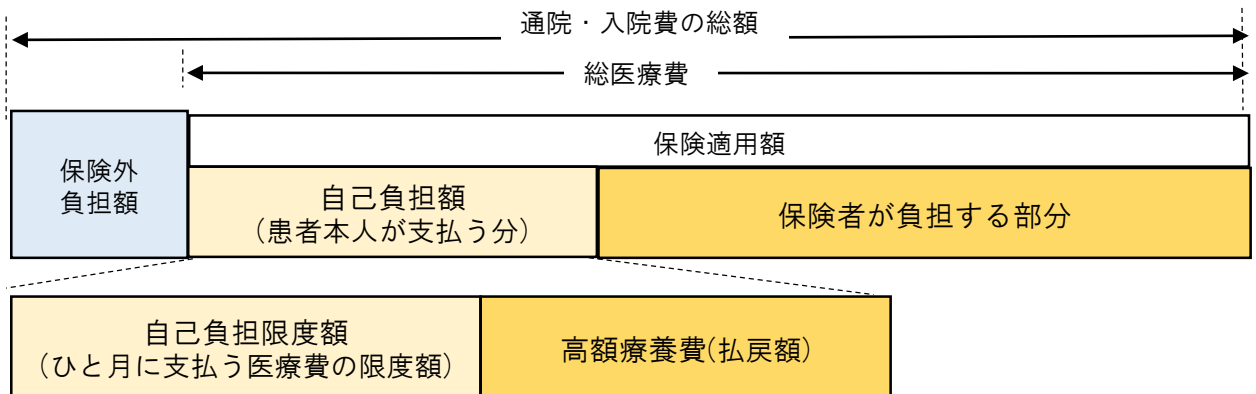
現在、わが国は『国民皆保険制度』をとっており、すべての国民は次のいずれかの医療保険に加入しています。医療機関で診察・治療を受ける時、この医療保険が医療費助成制度を利用する基本となります。

主な  
医療保険の  
問合せ先

医療保険者	窓口・お問合せ先
全国健康保険協会 (協会けんぽ)	全国健康保険協会の各都道府県支部の担当窓口
船員保険	
健康保険組合 (組合健保)	各健康保険組合の担当窓口
共済組合	各共済組合の担当窓口
国民健康保険	各市町村の担当窓口
後期高齢者医療 広域連合	各都道府県の後期高齢者医療広域連合 及び各市町村の後期高齢者医療制度の担当窓口



### ◇医療費の仕組み◇



Topix

### 保険が変わるときって手続きは必要？

現在、加入している医療保険に変更が生じる場合、必要な諸手続きがあります。必要な手続きを行わなかったために、医療機関にかかった時に**全額自己負担**になってしまう場合があります。医療保険に加入していない期間がないよう、忘れずに手続きを行いましょう。

\*例えば、仕事を始めた時、退職した時、職場が変わった時、扶養に入る時などです。

## ●高額療養費制度●

ひと月に医療機関や調剤薬局の窓口で支払った額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額の払い戻しを受けられる制度です。

- \* 年齢や所得に応じて、自己負担限度額が設定されています。
- \* 食事代や診断書等の文書代、室料差額代は保険外負担となります。
- \* ひと月ごと、医療機関ごと(通院と入院は別)、診療科ごと(医科と歯科は別)になります。

### 限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関(通院・入院)や調剤薬局の窓口へ提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

- \* まずは、加入している各医療保険の保険者に限度額適用認定証を申請し、交付を受けておきましょう。

### 多数回該当

直近12ヶ月以内に3回以上自己負担限度額を超えた場合は、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減される「多数回該当」という仕組みがあります。

- \* 70歳以上の場合は「現役並み所得者」「一般」だけに適用されます。

### 合算

- ① 家族で合算する場合は「世帯合算」という仕組みがあります。

同じ医療保険に加入していることが原則です(同一世帯)。

- ② 1人で通院と入院が同じ月にある場合も合算できます。

- \* 70歳未満の方：自己負担額がそれぞれ21,000円以上の場合合算できます。
- \* 70歳以上の方：金額の制限はなく合算できます。ただし、通院の場合は個人ごとに扱われるため世帯合算の考えはありません。
- \* 世帯合算の計算方法は非常に複雑で、同居する家族の年齢や自己負担限度額によって扱いが異なる場合がありますので、相談窓口等にご確認ください。

お問合せ・申請窓口

## 各医療保険の保険者へ 保険証に保険者の記載があります

Topix

### 情報コーナーって何？

当院では、療養生活に役立つ情報発信の場として、情報コーナー(患者サポート内)を開室しています。療養生活に関する情報を自由にご覧いただくことができます。

情報冊子(利用できる社会資源とサービスの種類)や各種資料を配布しております(無料)。小児に関する資料もあります。



## ●その他の医療費助成制度●

お住まいの地域によって名称・制度内容が異なるものもあります。  
詳しくは各項目の「手続き／お問合せ」先で確認してください。

### ◇指定難病の治療を受けている方◇

#### 指定難病医療費助成制度

指定難病(R3.11.1現在338疾患)の治療にかかった医療費の負担が軽減される制度です。

- \* 医療費の負担割合が原則2割になります。
- \* 所得に応じた負担上限額が設定されています。
- \* 疾患ごとに認定基準があります。
- \* 有効期限があるため、更新申請が必要です。

手続き／お問合せ



各健康福祉センター(保健所)

### ◇障害のある方◇

#### 重度心身障害者(児)医療費助成

心身に重度の障害がある方が医療機関を受診した場合、医療費の自己負担額の全部、または一部が助成される制度です。

- \* 障害の程度により利用条件が異なります。
- \* 本人や配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

手続き／お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口

#### 自立支援医療

(更生医療・育成医療・精神通院医療)

障害の軽減、または重症化を防ぐために受ける医療の医療費を軽減する制度です。

- \* 医療費の負担割合が原則1割になります。
- \* 所得に応じた自己負担上限額が設定されています。
- \* 有効期限があるため、更新申請が必要です。

手続き／お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口



Topic

### 患者会・サロンってなに？

同じ悩みを抱える患者さんやそのご家族による様々な支え合いの場として患者会やサロンがあります。

語り合いや、情報交換がご自身やご家族の療養生活のヒントや支えになることもあれば、ご自身の体験がほかの方の療養生活の支えになることもあります。

当院情報コーナー(患者サポートセンター内)に院内外問わず患者会・サロンの掲示や一覧があります。是非ご利用ください。

## ◇小児がん・特定疾病の治療を受けている方◇

### 小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病(R3.11.1現在788疾患)の治療にかかった医療費の負担が軽減される制度です。

- \* 新規申請の場合は18歳未満の児童等が対象です(治療の継続が必要な場合は、20歳の誕生日の前日まで延長可能です)。
- \* 医療費の負担割合が原則2割になります。
- \* 所得に応じた自己負担上限額が設定されています。
- \* 疾患ごとに認定基準があります。
- \* 有効期限があるため、更新申請が必要です。

手続き／お問合せ



各健康福祉センター(保健所)

## ◇ひとりで子どもを育てている方◇ ◇お子さんが治療を受けている方◇

### ひとり親医療費助成制度

ひとり親家庭(母子及び父子家庭)の人が、医療保険が適用になる診療を受けた場合、医療費の自己負担額の全部または一部を市町村が助成する制度です。

- \* 所得制限があります。

手続き／お問合せ



各市町村の  
子ども福祉担当窓口

### こども医療費助成制度

医療保険が適用になる診療を受けた場合、自己負担額の医療費を市町村が助成する制度です。

- \* 対象年齢、自己負担額など市町村によって異なります。

手続き／お問合せ



各市町村の  
子ども福祉担当窓口

### 医療費の支払いを軽くするために

申請をすることから始まります。まずは、活用できる制度を知ること、相談をすること、が第一歩です。



## ◇公的医療保険と介護保険両方を利用している方◇

### 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険どちらも利用し、1年間支払った自己負担の合算額が負担の上限を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

手続き／お問合せ



各市町村の介護保険担当窓口  
加入している公的医療保険(保険者)

## ◇医療費の自己負担額が多い方

### 確定申告による医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に本人又は生計を一にする家族(同一世帯)が医療費を支払った場合、一定金額の所得控除を受けられる制度です。ご自身での確定申告が必要になります。

- \* 該当しそうな領収書は保管しておきましょう。
- \* 自家用車で通院するためのガソリン代や駐車料金は含まれません。

手続き／お問合せ



確定申告／住所地を管轄している税務署



## ●病院窓口で提示するもの●

年齢		未就学児 まで	就学から 18歳未満	70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上	
医療 保険	負担 割合	2割	3割		所得区分による		
	提示 する もの	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証			<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証	<input type="checkbox"/> 後期高齢者 医療被保険者証	
公費 負担	疾患や治療、 制度の仕組 みに 応じて 提示 する もの	* 子ども医療費助成受給者証				区分外、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する場合： <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証	
		<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 医療受給者証	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 <input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証				
		自立支援医療 <input type="checkbox"/> 育成医療受給者証	<input type="checkbox"/> 更生医療受給者証				
		<input type="checkbox"/> 精神通院医療受給者証					
		* 重度心身障害者医療費助成受給者証					

### \* 子ども医療費助成受給者証、重度心身障害者医療費助成受給者証について

<県内の方> 各市町により制度の仕組みが異なるため、受給者証を提示いただく場合があります。

<県外の方> 限度額適用認定証等を提示してください。

窓口でのお支払い後に、各市町村にて払い戻し手続きを行ってください。

自治医科大学附属病院・  
とちぎ子ども医療センターで  
提示する窓口

外来	医事課3番保険証確認窓口
入院	入院受付 (必要に応じて各病棟事務員)